

## 介護サービス事業の実態把握のためのWTの設置について

### 1 設置目的

介護サービス事業の安定的な運営と介護労働者の処遇向上により、介護サービスの質の向上を図るためには、介護サービスの経営と労働環境の実態を把握することが必要である。

事業所団体、労働者団体等からヒアリングを行い、介護サービス事業の経営の効率化と、将来を担う中核的な介護労働者の育成、定着率の向上を図るために必要な対応の検討の参考とすることを目的に、社会保障審議会介護給付費分科会にWT（ワーキングチーム）を設置する。

### 2 WTの所掌

介護サービス事業の経営実態を把握した上で、労働者の定着を図るために必要な措置内容を検討するため、以下の事項について事業所団体、労働者団体等からヒアリングを行い、その結果を取りまとめる。

- ① 介護サービス事業の経営方針について
- ② 介護労働者の定着を図るための措置について 等

### 3 メンバー等

- メンバーについては、下記参考参照。
- 本WTの議事は公開とし、ヒアリング結果については介護給付費分科会に報告することとする。

(参考) 介護サービス事業の実態把握のためのWTメンバー

(敬称略・五十音順)

池田 省三 (龍谷大学教授)

田中 滋 (慶応義塾大学教授)

堀田 聰子 (東京大学助教)

村川 浩一 (日本社会事業大学教授)

## これからの介護施設等の在り方等に関する論点整理

### 介護施設等の在り方に関する委員会

これまで6回にわたって開催された本委員会で議論された、将来の介護施設等の在り方等に関する論点を以下のとおり取りまとめた。

なお、短期的に基準や報酬等の在り方として検討すべきものから、理念として将来のあるべき姿に近づけるよう長期的に検討すべきものまで様々なものが含まれている。

今後、それぞれの性格に応じて、適切な場において検討が進められることを期待する。

#### 1 介護施設等の在り方について

- 住まい・施設等の名称如何にかかわらず、介護サービス・医療サービスの使いやすさは差がないようにすべきである。
- 施設機能は、住まい・食事・介護・医療・見守りに分解できる。これらの機能をどのように確保していくべきか。
- 施設であっても、地域ケアの一環として、必要に応じて外部サービスを導入することにはどうか。
- 特別養護老人ホームとはケア付き住宅なのか、低所得者のための福祉施設なのか、介護保険施設と社会福祉施設の関係なども含めて、施設ごとの位置付けを踏まえた検討が必要ではないか。
- 施設が提供する付加価値サービスについては、施設と利用者との間で自由に契約し、料金徴収できる仕組みを考えるべきではないか。
- 介護施設等における食費、居住費に関する補足給付の在り方について、グループホーム等における生活保護支給との整合性を踏まえて見直しが必要ではないか。

- ユニットケアの理念・効果・人員体制などを検証すべきではないか。
- 各介護施設における医療提供システムと医療サービスの実態を比較検証すべきではないか。

## 2 高齢者の住まいについて

- 我が国における住宅政策の方向性の変化を踏まえつつ、見守り機能を含めて高齢者の多様な住まいの在り方について考えていく必要があるのではないか。
- 高齢者の住まいの将来像に合わせたケアシステムを検討すべきではないか。
- リバースモーゲージ、持ち家賃貸などによる住み替え支援など、住宅ストックを活用した高齢者の住まい方を誘導する仕組みを考えるべきではないか。

## 3 介護サービスの在り方について

- これからは「自己完結型」のケアではなく、様々な地域資源を組み合わせて利用する「地域内完結型」のケアに向かうべきである。
- 法制度上の手続きや用語等を含め、制度全般についてよりわかりやすく簡素なものにすべきではないか。
- より質の高いサービスの提供に向けた人材育成、潜在する人材の参入を促す仕組み等について考えるべきではないか。

#### 4 医療との関係について

- 高齢者の生活の場である介護施設等におけるターミナル・ケアの在り方や最期を迎える療養の場所について考えるべきではないか。
- 在宅療養を支えるため、病院・診療所や訪問看護系サービスがより広く対応できる仕組みが必要ではないか。
- 介護施設においても、医療保険と介護保険からの給付がサービスに応じて効率的、重層的体系となるよう給付の内容について考えるべきではないか。
- 住まい、施設であっても医療サービスの利用において同じように地域医療を活用できるように見直していくべきではないか。
- 特別養護老人ホーム等における医療処置の必要性への対応はどうあるべきか。
- 介護職による医療行為についての考え方や介護施設の職員配置の在り方について検討すべきではないか。

## 「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」について

### 1. 設置目的

社会保障審議会介護給付費分科会からの「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」との答申を踏まえ、福祉用具の報酬の在り方等について、今後社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うことを目的とする。

### 2. メンバー等

- (1) 別添のとおり。
- (2) 老健局振興課が庶務を実施する。

### 3. 検討事項

- (1) 福祉用具の報酬の在り方に関する事項
- (2) 福祉用具における保険給付の在り方に関する事項

### 4. 検討状況

平成19年9月3日に第1回を開催。

### 5. その他

- (1) 座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 必要に応じ、検討会の下に部会を設けることができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 メンバー表

(12名)

氏 名	所 属 ・ 役 職
池田 茂	社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長
池田 省三	龍谷大学 教授
石川 良一	全国市長会 介護保険対策特別委員会 委員長 (東京都稲城市長)
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
木村 憲司	日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会 会長
久留 善武	社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長
◎ 田中 滋	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
東畠 弘子	ジャーナリスト
村尾 俊明	財団法人 テクノエイド協会 常務理事
山内 繁	早稲田大学 人間科学学術院 特任教授

(敬称略・50音順)

◎：座長

## 介護保険における福祉用具（概要）

### 1 介護保険における福祉用具

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具

### 2 介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	福祉用具購入
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）の購入（償還払い）。（H 18'より指定制導入）
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品</li> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり</li> <li>・スロープ</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト（つり具の部分を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・特殊尿器</li> <li>・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ）</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用（実勢価格）	現に要した費用（実勢価格）

# 福祉用具貸与における見直しについて

## I ガイドラインの策定

要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付されている事例が見受けられたため、ガイドラインを発出し、適正な利用を推進。

## II 平成18年4月の福祉用具貸与サービス等の見直し

福祉用具の適正利用の徹底のため、軽度者（要支援者、要介護1）に対する福祉用具の貸与については、その状態像からは利用が想定しにくい種目について、例外となる者を除き保険給付の対象としないこととした。

○原則として保険給付の対象外  
(利用が想定しにくい種目)

- ①車いす（付属品含む）
- ②特殊寝台（付属品含む）
- ③床ずれ防止用具
- ④体位変換器
- ⑤認知症老人徘徊感知機器
- ⑥移動用リフト

○原則として保険給付の対象

- ①手すり
- ②スロープ
- ③歩行器
- ④歩行補助つえ

※例外となる者の範囲については別に告示で規定。

特殊寝台の場合 → 日常的に寝返りが困難な者  
日常的に起きあがり困難な者

「寝返り」、「起きあがり」などの判断については、要介護認定データを活用して客観的に判定。

## III 平成19年4月の福祉用具貸与サービス（例外給付）の運用の一部見直し

見直し後、日常的に福祉用具を必要とする状態であるにも関わらず、対象とならない一部の事例が見られた。

そのため、一定の「条件」に該当し、全ての「手続」を満たせば、「例外給付」の対象とする見直しを行った。

### 1…条件

#### ①頻繁に状態が変動する場合

（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

#### ②急速な状態の悪化が確実に見込まれる場合

（例：がん末期の急速な状態悪化）

#### ③身体への重大な危険回避等の医学的な判断がある場合

（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

### 2…手続

#### ①…医師の判断

#### ②…適切なケアマネジメント

#### ③…市町村の確認